

第2回宗教法人の公益性に関するセミナー

「震災復興と宗教」 パネルディスカッション 宮城県からの発題 レジメ

主催：日本宗教連盟

日時：2013年12月13日13:30～

発題者：川上直哉（日本基督教団）

1. 自己紹介と本発題について

(1) 発表者について1：キリスト者の限界と可能性を覚えて。

(2) 発表者について2：宮城県宗教法人連絡協議会と「宗教法人の公益性」について。

※「宗教の公共性」を主題とした「宮城県宗教法人連絡協議会 法人研修会」のあゆみ

2009年＝「自宅で死を迎えること——在宅ホスピスの現場から」

2010年＝「公益法人制度改革と税制——宗教法人を巡る課税の諸問題」

2011年＝「医療と宗教の壁を越える」

(3) 本発題について1：

数多くの牧師諸師と共に、特に下記の各老師との共同作業として、感謝と敬意を込めて。

浄土宗 愚鈍院 中村瑞貴師（仙台市若林区）

曹洞宗 法山寺 北村暁秀師（石巻市）

曹洞宗 昌林寺 松山宏佑師（仙台市若林区）

曹洞宗 東禅寺 三宅俊乗師（名取市）

(4) 本発題について2：用語を以下の通り定義して用いる。

「宗教」＝religio＝「読経・祝詞・黙想等の宗教儀礼を通じて、超越に触れ、人々に共同体を形成させること」

「公（おおやけ・こう）」＝行政機関およびそれに準ずる機関の活動領域

「公共」＝行政と共に民間の立場で私的営利活動をもつばらの目的としない活動領域

2. 現状の報告

- a. 被災地を離れた教団本部との温度差。
- b. 宗教法人間の連帯の不足。
- c. 世代間の断絶・「ハマとマチ」の分断・「貰えた者」への「貰えない者」の怨嗟。
- d. 400世帯の支えがなければ貯蓄ができない東北の現実下、通常より一割程度寄附金が集められない被災地世帯の経済的毀損。
- e. 沿岸部の寺院のほとんどは全流・全壊・大規模半壊となっている。
- f. 現在でも、石巻の海からは日々「遺体が上がっている」と語られる状況。
- g. 「(免税だから) 自主再建」という建前、再建不許可地の代替地もあてがわれない状況。
- h. 「基金」を用いた文化財・観光資源としての公的助成が考案された長岡の震災からの「後退」。
- i. 重要文化財指定指定物への公的支援はなされるが、その周囲の施設への支援は皆無。
- j. 「慰霊」「想起」「グリーンケア」における宗教の支援機能への期待と実績。
- k. 「がれき撤去」作業のために、墓地が公的機関によって荒らされた事例。

3. 提言

- a. 公共性を獲得しなければ、公的支援も得られない。このことを確認すること。
- b. 「集める」から「訪問する」へと宗教者の役割変更の必要性を自覚すること。
- c. 「墓地管理者」という公共性と、「墓地管理施設」としての本堂の役割を確認すること。
 - c-1. 「行脚」「巡礼」を通し、死者との接続点としての役割を果たすこと。
 - c-2. 「貰えない」側との連帯・「貰えた側」との接続＝和解の務めを果たすこと。
 - c-3. 故郷への帰還を確保する「目印」「記憶の場」としての役割を確認すること。
 - c-4. 以上の機能を宗教の公共的な役割として確認し、所謂「グループ化補助金」のような公費の支援を確保するよう国会あるいは行政機関に働きかけること。
- d. 生存における危急の場合は、法人も自然人も区別なく、憲法で保障された生存権あるいは社会権が認められることを確認すること。
 - d-1. 「小規模ながらの礼拝施設、応対の部屋、2LDくらいの施設が、現地に残ること」が、宗教法人の生存権あるいは社会権ではないか。それが、憲法で保証された生存権の最低線である。
 - d-2. 代替地があてがわれない現実に対応して、農地の規制緩和を求める。農業委員会の開発許可が出ない現実に対して、その規制緩和があれば、沿岸部の寺院も再建可能となる。宗教法人の生存権の確保は、規制緩和によって確保される。
- e. 名取市閑上の事例を「モデル」として、コミュニティ形成における宗教の役割を周知すること。